

船橋市花いっぱいまちづくり事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が実施する緑化の推進に関する施策に協力して緑化を推進する事業（以下「事業」という。）を施行した団体に対し、船橋市花いっぱいまちづくり事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定める。

(助成対象団体)

第2条 助成金は、船橋市内において明るく潤いのある花いっぱいまちづくりを目的とし、街かどに草花の植栽事業を施行する町会・自治会等に対して交付する。ただし、国又は他の公共団体から草花の植栽に係わる補助金及び助成金の交付を受けていない団体とする。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、事業に要する経費のうち、草花の苗・種、鉢・プランター、花壇用ブロック・レンガ・外柵、客土・肥料の購入費とする。

(助成の限度額)

第4条 助成の額は、予算の範囲内において、助成対象事業に要する経費の総額の2分1以内（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、一団体につき総額20万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（団体にあつてはその代表者。以下「申請者」という。）は、船橋市花いっぱいまちづくり事業助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長が定める期日までに申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 見積書
- (3) 施工前の写真
- (4) 位置図及び配置図
- (5) その他市長が必要があると認める書類

2 消費税仕入控除税額があるときは、助成対象経費から減額して申請しなければならない。ただし、申請時に消費税仕入控除税額が確定していないときは、この限りではない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる事項を審査し適正と認められたときは、助成金の交付決定をするものとする。

- (1) 法令等に違反していないか。
- (2) 目的及び内容が適正であるか。
- (3) 金額の算定に誤りがないか。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付に係る事項に修正を加えて交付決定することができる。

3 市長は、第5条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、助成金の額の確定において当該助成金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(交付条件)

第7条 市長は、助成金の交付決定をする場合には、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 助成事業の内容又は経費の配分の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか必要な事項を付し、又は指示することができる。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、助成金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を船橋市花いっぱいまちづくり事業助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

(交付申請の取下)

第9条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに付された条件に異議があり、当該申請を取下げようとするときは、速やかにその理由を付して市長に届けなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定

はなかつたものとみなす。

(助成事業の遂行)

第10条 助成金の交付決定を受けた者(以下「助成事業」という。)は、助成金の交付の対象となった事業計画及び交付決定に付した条件その他市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない、いやしくも助成金の他の用途への使用をしてはならない。

(計画変更等の承認)

第11条 助成事業者は、助成事業の計画を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとするとき又は助成事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに船橋市花いっぱいまちづくり助成事業変更・中止・廃止申請書(第3号様式)により市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 助成事業者は、当該助成事業が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)はその完了した日から起算して20日以内までに、船橋市花いっぱいまちづくり助成事業実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。助成金の交付決定に係る会計年度が終了したときも、同様とする。

(1) 領収書(内訳明細がわかるもの)またはレシート(写し不可)

(2) 施工後の写真

(3) その他市長が必要があると認める書類

2 第5条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、助成事業者が前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは実績報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を船橋市花いっぱいまちづくり助成事業確定通知書(第5号様式)により当該助成事業者に通知する。

(是正のための措置)

第14条 市長は、前条の規定による審査又は調査の結果、助成事業の成果が助成金の交

付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に対して命ずることができる。

(交付時期)

第15条 助成金は、第13条の規定により確定した額を助成事業の完了において交付する。

(交付決定の取消等)

第16条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を船橋市花いっぱいまちづくり助成金返還命令書（第6号様式）により命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

(理由の提示)

第17条 市長は、助成金の交付決定の取消し又は助成事業の是正のための措置の命令をするときは、当該助成事業者に対してその理由を示さなければならない。

(関係書類の整備)

第18条 助成事業者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整備し、これらの書類を助成事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額が確定した場合（消費税仕入控除税額が0円の場合を含む）は、船橋市花いっぱいまちづくり事業助成金消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）を提出しなければならない。ただし、当該助成金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りではない。また、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式

船橋市花いっぱいまちづくり事業助成金交付申請書

令和 年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住所（所在地）
団体名及び
代表者職氏名
電 話

助成金の交付を受けたいので、船橋市花いっぱいまちづくり事業助成金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

助成の名称	花いっぱいまちづくり事業
経費所要総額	円
交付申請額	円
着手及び完了予定年月日	着手 予定 年 月 日 完了 予定 年 月 日
添付書類	1 事業計画書 4 位置図及び配置図 2 見積書 5 その他 3 施工前の写真

・申請は、一会計年度に一回です。

経費所要総額に消費税を含めて助成金を申請する場合、下記にチェックをお願いいたします。

当団体は、免税事業者※①であり消費税の確定申告の義務はありません。

※①ここで言う、免税事業者とは「団体として商業を行っておらず、売り上げ等がない」ことを意味します。

※経費所要総額に消費税を含めて申請を行い、免税事業者ではない団体が助成金の交付を受けた場合、確定申告により仕入税額控除した消費税に係る助成金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります。（返還額が0円の場合も含む。）

第2号様式

船橋市花いっぱいまちづくり事業助成金交付決定通知書

船橋市公園指令第 号
年 月 日

住所（所在地）
助成事業者 団体名及び
代表者職氏名 様

船橋市長



年 月 日付け申請のあった助成金の交付について次のとおり決定したので、船橋市花いっぱいまちづくり事業助成金交付要綱の規定により通知します。

助成の名称	花いっぱいまちづくり事業
経費所要総額のうち助成の対象となる経費	円
交付決定額	円
交付条件	1 助成事業の内容又は経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。 2 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。 3 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(注) 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請の取下げをすること。

第3号様式

船橋市花いっぱいまちづくり事業変更・中止・廃止申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住所（所在地）

団体名及び

代表者職氏名

花いっぱいまちづくり事業を計画変更・中止・廃止したいので、船橋市花いっぱいまちづくり事業助成金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

助成の名称	花いっぱいまちづくり事業
変更又は中止（廃止）の理由	
変更の場合) 助成事業の内容	(変更前)
	(変更後)
変更又は中止（廃止）年月日	年 月 日（予定）
添付書類	

第4号様式

船橋市花いっぱいまちづくり事業実績報告書

年 月 日

船 橋 市 長 あて

申請者 住所（所在地）

団体名及び

代表者職氏名

船橋市花いっぱいまちづくり事業助成金交付要綱の規定により、助成事業の実施状況を次のとおり報告します。

助成の名称	花いっぱいまちづくり事業
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
交付決定額	円
助成対象経費精算額	円
添付書類	1 領収書（内訳明細のわかるもの）またはレシート（写し不可） 2 施工後の写真

* 2月末までに提出してください。

* 領収書、レシートの原本については、確認後、返却いたします。なお、原本返却後は助成事業完了の翌年度から5年間保存していただきますようお願いいたします。

第5号様式

船橋市花いっぱいまちづくり事業助成金確定通知書

年 月 日

住所（所在地）

助成事業者 団体名及び

代表者職氏名 様

船橋市長



年 月 日付けで実績報告のあった助成事業について、次のとおり助成金の額を確定したので、船橋市花いっぱいまちづくり事業助成金交付要綱の規定により通知します。

助成の名称	花いっぱいまちづくり事業
交付決定額	円
助成対象経費精算額	円
助成率	%
交付確定額	円

※交付確定額は助成対象経費精算額の50%。ただし上限は、交付決定額です。

第6号様式

船橋市花いっぱいまちづくり事業助成金返還命令書

年 月 日

住所（所在地）

助成事業者 団体名及び

代表者職氏名 様

船橋市長



船橋市花いっぱいまちづくり事業助成金交付要綱の規定により、
次のとおり助成金の返還を命ずる。

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	
返還方法	
助成事業の名称	花いっぱいまちづくり事業
交付決定額	年 月 日 交 付 円
既交付額	%
交付確定額	円

第7号様式

船橋市花いっぱいまちづくり事業助成金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者 住所（所在地）

団体名及び

代表者職氏名

年 月 日付で交付決定のあった船橋市花いっぱいまちづくり事業助成金交付要綱の規定により、助成事業の実施状況を次のとおり報告します。

交付確定額	円
交付確定額確定申告により 確定した船橋市花いっぱい まちづくり事業助成金に係 る消費税及び地方消費税に 係る仕入控除税額	円

※0円の場合はその理由について

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3. 添付資料シート

・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）